

平成21年2月

# (仮称)川崎市地球温暖化対策条例における事業活動に関する地球温暖化対策

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局  
川崎市環境局地球環境推進室

1

## I 前回の議論内容

### 1 制度導入の必要性

- ・環境家計簿のように市民にも見えるようにしてほしい(岩本委員)
- ・環境技術の移転など、よいところ見えるようにすべき(岩本委員)
- ・市民にも見えるようにして、ローカルな取組を進めるべき(原副部会長)

### 2 対象

- ・個別の事業所を対象とするのはどうか(菅井委員)
- ・対象を「所」単位とするか整理する必要あり(柳下部会長)

### 3 報告内容

- ・どこを対象にするかとあわせて、どう報告を求めるかの議論が必要(菅井委員)

### 4 他自治体との関係

- ・できるだけ重複部分を避けるべき(柳下部会長)
- ・県の動向も重要である(瀧田委員)

### 5 その他

- ・事業者の意見を聞く場を部会に設けてほしい(瀧田委員)

2

## Ⅱ 検討課題

### 1 制度導入の必要性

- ・川崎市の事業者の取組を外部に示すことはできないか
- ・計画書・報告書に基づく自主的な取組を促すことで、産業・業務部門における温室効果ガスの削減に貢献できないか
- ・市域を所管する基礎的自治体である川崎市が制度を導入することで、より効果的な制度とできないか(公害対策等との連携など)

### 2 対象

- ・一定規模としてどの程度を想定するか(原油換算1,500klなど)
- ・工場・事業場などの所単位とするか、市域内の会社単位で検討するか(会社単位とした場合、スーパー、コンビニ、鉄道事業者、運輸業者なども対象となることが想定される)

3

## Ⅱ 検討課題

### 3 報告内容

- ・省エネ法など国の制度と整合をとるか。八都県市など、特に神奈川県などと整合を図るか

### 4 評価

- ・一定の取組を評価する制度を設けるか
- ・顕彰制度を設けるか

### 5 公表

- ・提出された計画書・報告書について、市として公表を行うか

### 6 温室効果ガス削減の具体的取組

- ・グリーン電力の購入なども認めるか
- ・市域外へのCO<sub>2</sub>削減の貢献を認めるか

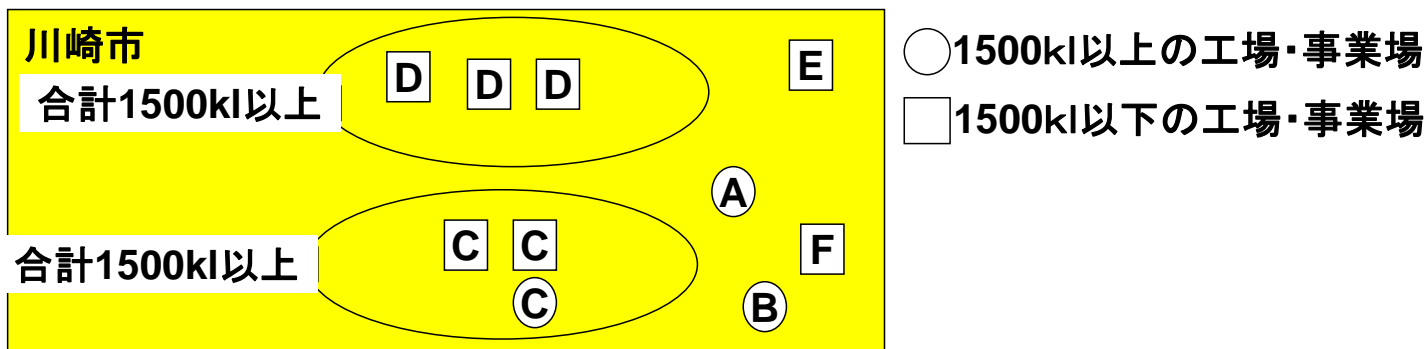
### 7 その他

- ・神奈川県条例との関係

4

# 捕捉 事業者と事業所について

## 1 川崎市域内における事業者と事業所の関係について



○ 1500kl以上の工場・事業場

□ 1500kl以下の工場・事業場

◆ 1500kl以上の事業所

対象: ○ A ○ B ○ C

◆ 1500kl以上の事業者

対象: ○ A ○ B ○ C □ C □ D

※者単位とする改正省エネ法でも、**C** **D** を個別に把握する制度とはなるかは未定

5

# 捕捉 事業者と事業所について

## 2 事業者と事業所のメリットデメリット

◆ 1500kl以上の事業所

【メリット】

- ・事業者への煩雑な手続きの回避
- ・行政コストの抑制

【課題】

- ・多くの工場・事業場を要するものが対象外となる

◆ 1500kl以上の事業者

【メリット】

- ・小規模な工場・事業場も対象となり、高い捕捉率

【課題】

- ・事業者の煩雑な手続き
- ・行政コストの増加

【考慮すべき川崎の特性】

○ 国と比べて大規模事業者が多い(事業所単位でも捕捉率は高い)

○ 温室効果ガス排出量に占める業務部門の割合は小さい

※ 行政コストについては、現地調査の有無、個別工場・事業場の対応により異なる

※ 事業者とする場合でも連鎖化事業者も対象とするかにより異なる

6

# 参考 神奈川県条例概要(記者発表資料)

## 3 大規模事業者に対する温暖化対策 ～事業活動温暖化対策計画書制度～ 第10条～第17条

一定規模以上の大規模事業者を対象に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の県への提出を義務づけ、それを県が公表するしくみを導入する。

対象 エネルギー使用量が1,500kl/年以上、100台以上の自動車を使用する事業者

\* 県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断（フランチャイズチェーンは一事業者とみなす）

ねらい 事業活動による排出量の3分の2を占める大規模事業者に対し、温室効果ガスの削減に向けたより積極的な取組を促し、産業部門・業務部門の排出削減を図る。

### 本県条例の特色

- ・ 計画書の内容として、地域の温暖化対策に貢献する取組（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）を位置づけ（全国初の規定）
- ・ 計画書の改善を求める際に、専門家の意見を求めるための計画書審査会を設置（全国初の規定）
- ・ ビルオーナーなど計画書提出事業者の取組みに対し、テナント等の協力を規定

7

参考 第2回川崎市環境審議会地球温暖化対策特別部会配布資料

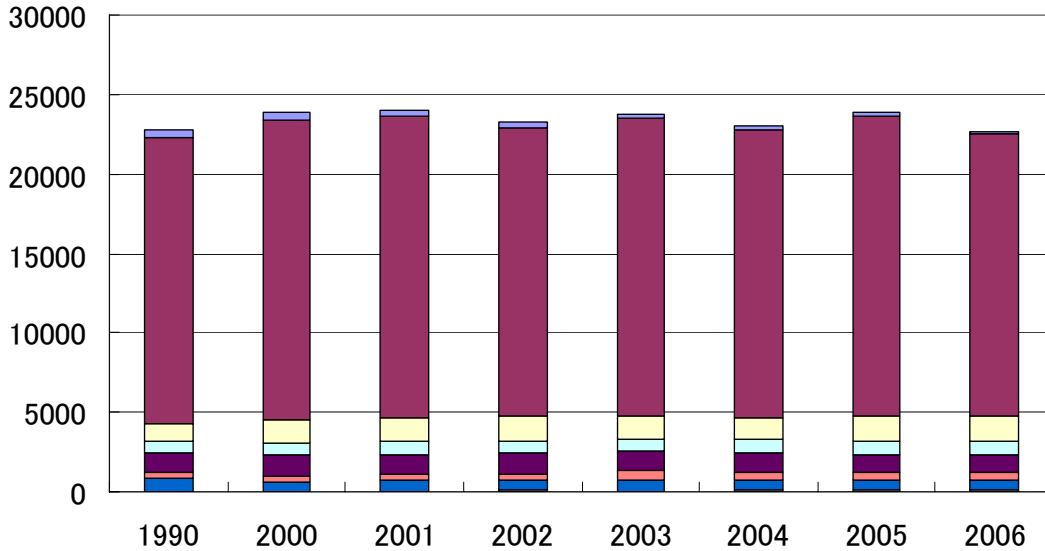
平成21年1月

## (仮称)川崎市地球温暖化対策条例における事業活動に関する地球温暖化対策

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局  
川崎市環境局地球環境推進室

# I 産業・業務部門の排出状況

川崎市における二酸化炭素排出量の推移(千トン)



**産業部門(78.0%)**  
2%減(基準年比)  
特定排出者カバー率  
:約9割

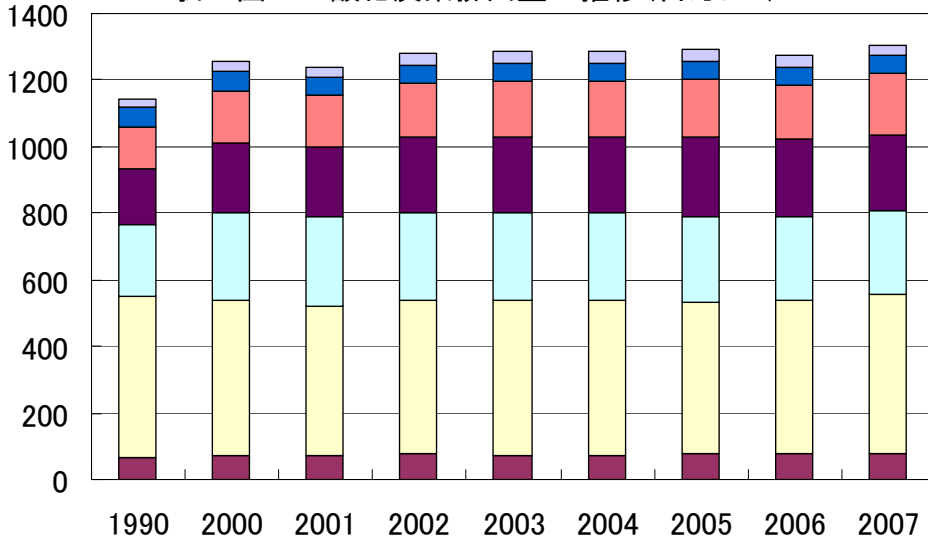
**業務部門(3.7%)**  
13%増(基準年比)  
特定排出者カバー率  
:約5割

- 工業プロセス部門
- 石灰石部門
- 廃棄物部門
- 運輸部門
- 民生部門(業務系)
- 民生部門(家庭系)
- 産業部門
- 転換部門

特定排出者のカバー率の算定には、地球温暖化対策推進法に基づく算定・公表・報告を活用  
 特定排出者は、原油換算のエネルギー使用量が1500kl/年以上の事業所  
 (市域内では、産業部門74事業所、66事業所)  
 温室効果ガスの排出量は、新しい推計手法を検討しており、変更の可能性あり

# I 産業・業務部門の排出状況

我が国の二酸化炭素排出量の推移(百万トン)



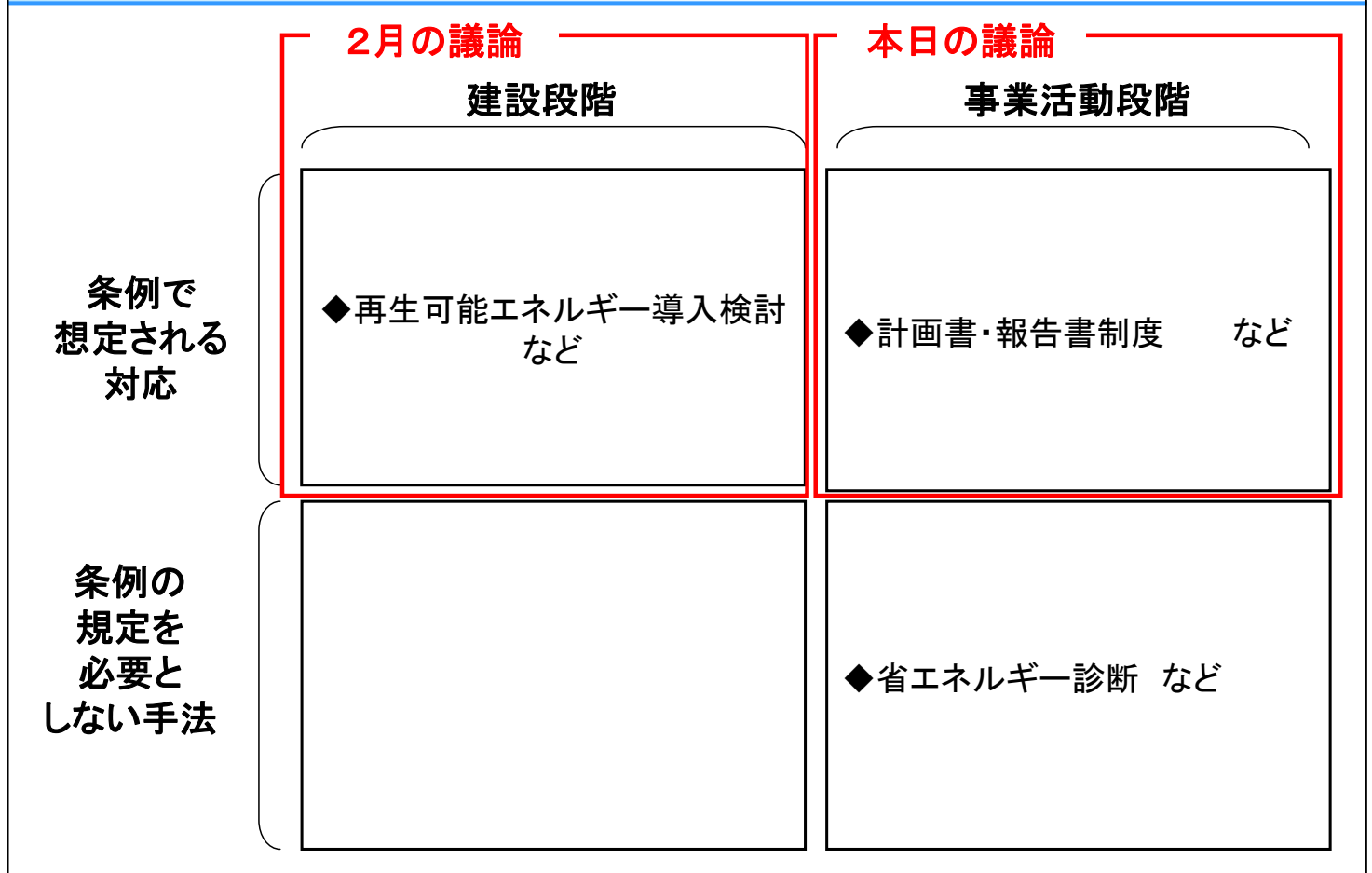
**産業部門**  
1.3%減(基準年比)  
特定排出者カバー率  
87% ※

**業務部門**  
41.7%増(基準年比)  
特定排出者カバー率  
13% ※

- エネルギー転換部門
- 産業部門
- 運輸部門
- 業務その他部門
- 家庭部門
- 工業プロセス
- 廃棄物

※カバー率は総合資源エネルギー調査会「今後の省エネルギー対策の方向性について」より

## Ⅱ 条例事項として想定される内容



## Ⅲ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく取組

### 生活環境保全条例に基づく事業者の自主的な取組の促進(2007年度)

#### ➤ 環境配慮書(資料3)

設置又は変更許可の際に提出する「環境配慮書」について、事業者の行う温暖化物質の排出抑制に関する取組を支援するため、指針に基づき指導(また、条例では、一定規模以上の事業所については温暖化物質の排出量を把握しなければならず、市長は報告を求められることができると規定)。(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上など)

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境負荷低減 (付表1)	化学物質 (付表2)	自動車排出ガス (付表3)	温暖化物質 (付表4)	廃棄物 (付表5)	組織体制 (付表6)
61	61	60	44	39	61	61

#### ➤ 環境負荷低減行動計画書(資料4)

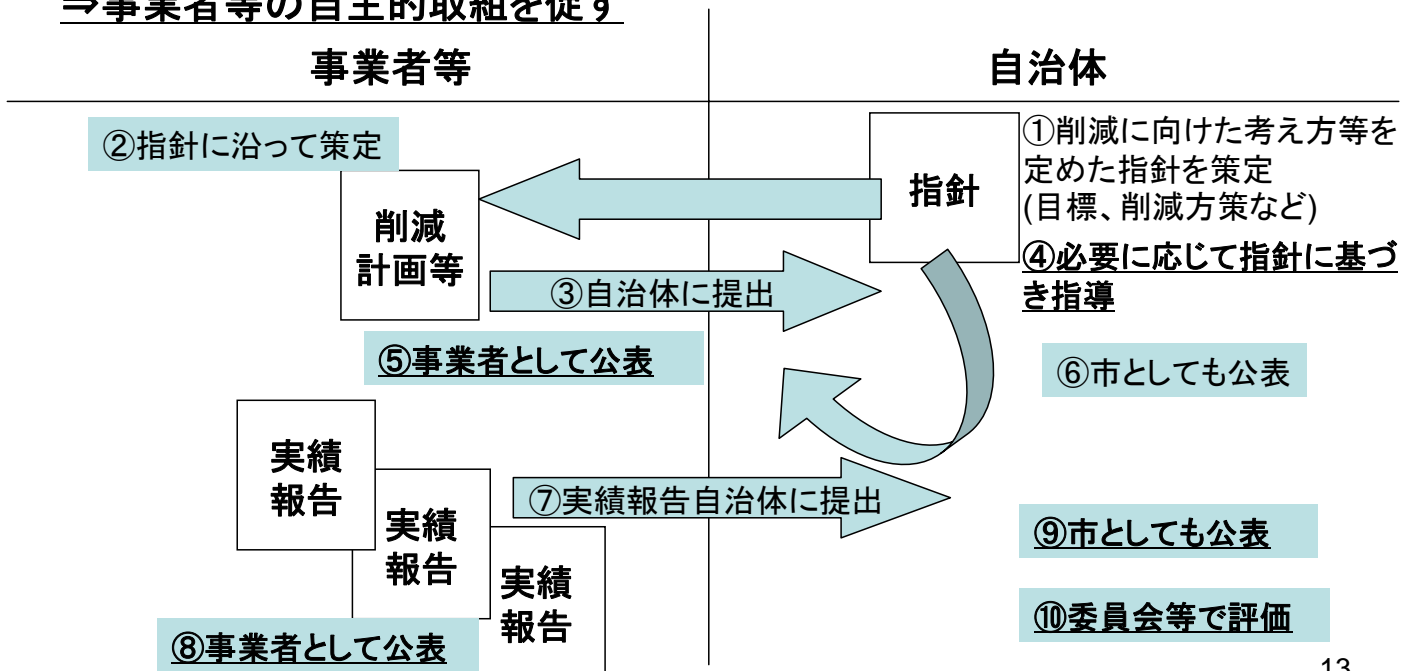
指定事業所を設置する者から環境負荷低減行動計画書が提出された場合は、その実施状況を把握するとともに、指針による指導・助言(温暖化対策に係るものは年間使用量84,000,000,000キロジュール以上のものが対象であり、計画書届出数33の内数)

環境負荷低減行動計画書届出	行動別取組			
	事業活動概要 (付表1)	取組状況 (付表2)	行動目標 (付表3)	取組結果報告 (付表4)
33	1	1	1	32 <sup>12</sup>

# IV 国・他都市のこれまで取組

## 計画書・報告書制度の概要等

温室効果ガス総量の削減などについて、計画の策定・提出・公表、毎年、実績報告の作成・提出・公表を義務付けるものが多い(以下、「計画・報告」という)  
 ⇒事業者等の自主的取組を促す



※公表については、ホームページや行政の窓口などで実施

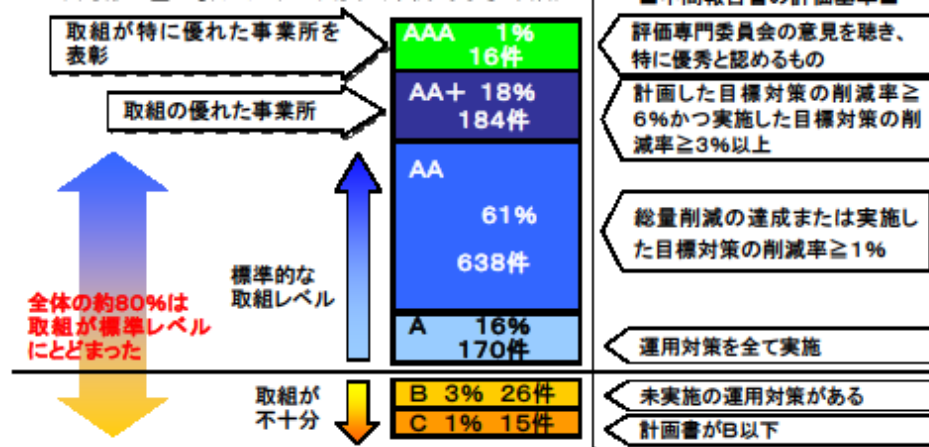
# IV 国・他都市のこれまでの取組

## 計画書・報告書制度の効果

東京都の事例(基準排出量(H14,15,16の平均))

部門	事業所数	基準排出量(万t)	H18年度排出量(万t)	削減量(万t)	削減率(%)
産業	264	512	473	△39	△7.7
業務	785	714	710	△4	△0.6
計	1,049	1,226	1,183	△43	△3.3

### 2 中間報告書の評価結果の概要(条例対象事業所)



# V 国・他都市の既往策を踏まえた対応の考え方

## 本市の現行制度の課題

### ▶ 環境配慮書

- ・施設の設置又は変更許可の際に提出
- ・温暖化物質の削減は全体的な環境配慮の一項目
- ・温暖化物質削減の定性的な記述に留まる
- ・公表は行っていない

### ▶ 環境負荷低減行動計画書

- ・評価は計画の最終年度のみ
- ・温暖化物質の削減は全体的な環境配慮の一項目
- ・温暖化物質の削減は定性的な記述に留まる
- ・限定的な公表(環境局窓口のみ)

## 対応の方向性

### ▶ 計画書・報告書制度の導入検討

- ・温室効果ガスの削減に特化した制度構築
- ・計画の進捗状況を定期的に把握
- ・削減メニュー等の提示や、評価により、削減を誘導
- ・計画や実績を公表する

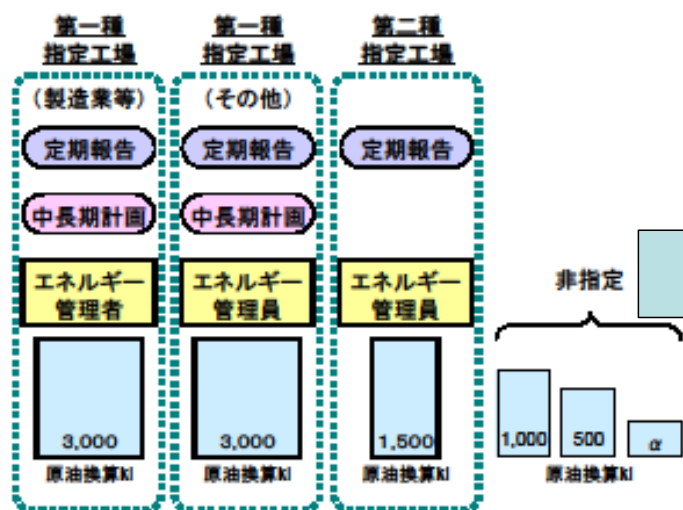
# VI 国・他都市の今後の動向

## エネルギーの利用の合理化に関する法律

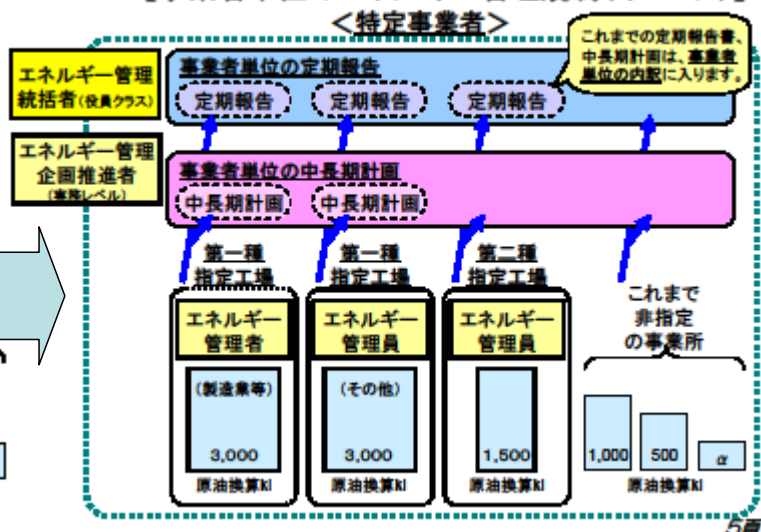
### ▶ 平成20年改正

事業所単位の定期報告、中長期計画に加え、事業者単位の報告を導入  
フランチャイズチェーンも対象に

### 【現行省エネ法の指定工場制度】



### 【事業者単位のエネルギー管理規制(イメージ)】



# VI 国・他都市の今後の動向

## 神奈川県

### ➤ 神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)骨子案

#### 計画書・報告書制度の対象

- ① エネルギー使用量が原油換算で1500kl/年以上の事業者
- ② 1,000人以上の従業員を雇用する事業者
- ③ 100台以上の事業者単位の規制を導入

## 横浜市

### ➤ 脱温暖化の取組を進めるための制度のあり方について(環境創造審議会中間答申)

#### ア 実効性の確保

- ・横浜市による計画書・報告書の公表/・事業者への削減メニューの提示、実行の義務付け、/・ビルとテナントオーナーの協力による削減取組促進

#### イ 対象者の拡大

- ・業務部門におけるカバー率の向上⇒省エネ法の要件との整合、/・省エネ法対象事業者を原則として対象

#### ウ 支援策の拡充

- ・表彰制度、/・グリーン電力証書など環境価値の評価

#### エ 将来目指すべき方向

- ・温室効果ガス削減を義務付ける制度の検討

17

# VI 国・他都市の今後の動向

## 東京都

### ➤ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成20年改正)

- 1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入
  - ・総排出量削減義務、/・排出量取引、
- 2 中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設
  - ・中小規模事業者の任意提出、/・同一法人が管理等を行う複数の事業所のエネルギー使用量が一定量以上の法人への報告書の提出の義務付け

## 埼玉県

### ➤ (仮称)埼玉県地球温暖化対策推進条例(素案)

一定規模以上のエネルギー多量使用事業者は、環境負荷低減に係る計画を作成し、環境負荷の継続的に低減

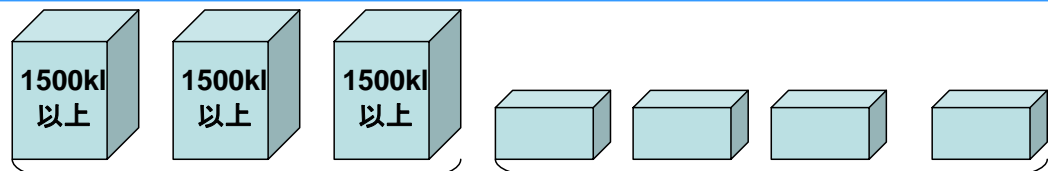
環境負荷低減に係る計画を提出した事業者は、毎年度、計画に基づく措置の実施状況を報告し、公表

対象を事業者単位で合算して1500kl以上に拡大(旧来は事業所単位で1500kl以上)

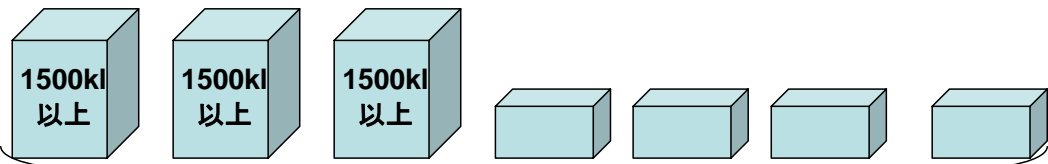
18

# VI 国・他都市の今後の動向

「所」+「者」  
(東京都)



省エネ法など



## 国・他都市の動向

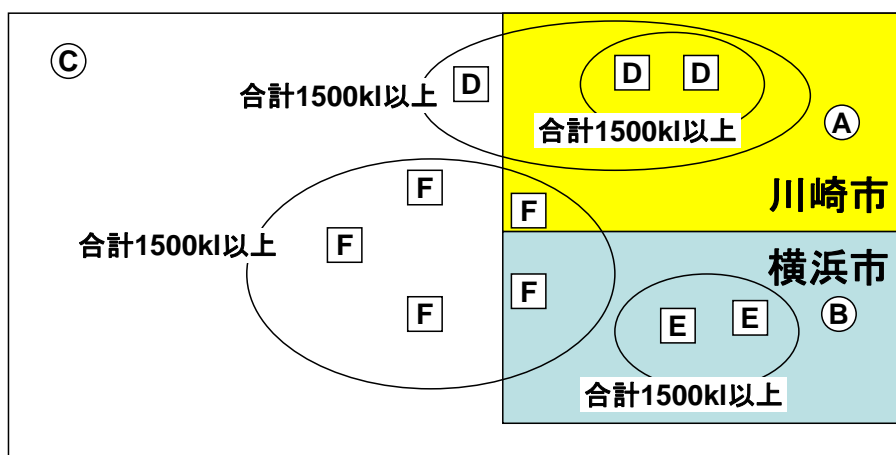
- 事業所単位から、事業者単位に移行
- 一定のメニューを提示し、削減を誘導
- 事業者による公表等も規定

### 参考 八都県市による取組

- 地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策計画書・報告書制度等について検討

# VI 計画書・報告書制度検討の考え方

## 神奈川県



各自治体の規定

◆1500kl以上の事業所

対象:A、B、C

事業所とした場合の対象

◆1500kl以上の事業者

川崎・横浜: 域内のD、Eの合算で判断

神奈川県:Fの合算で判断

⇒川崎・横浜では非常に小さくとも対象となる可能性あり

⇒事業者とした場合、区域設定により、対象は異なる

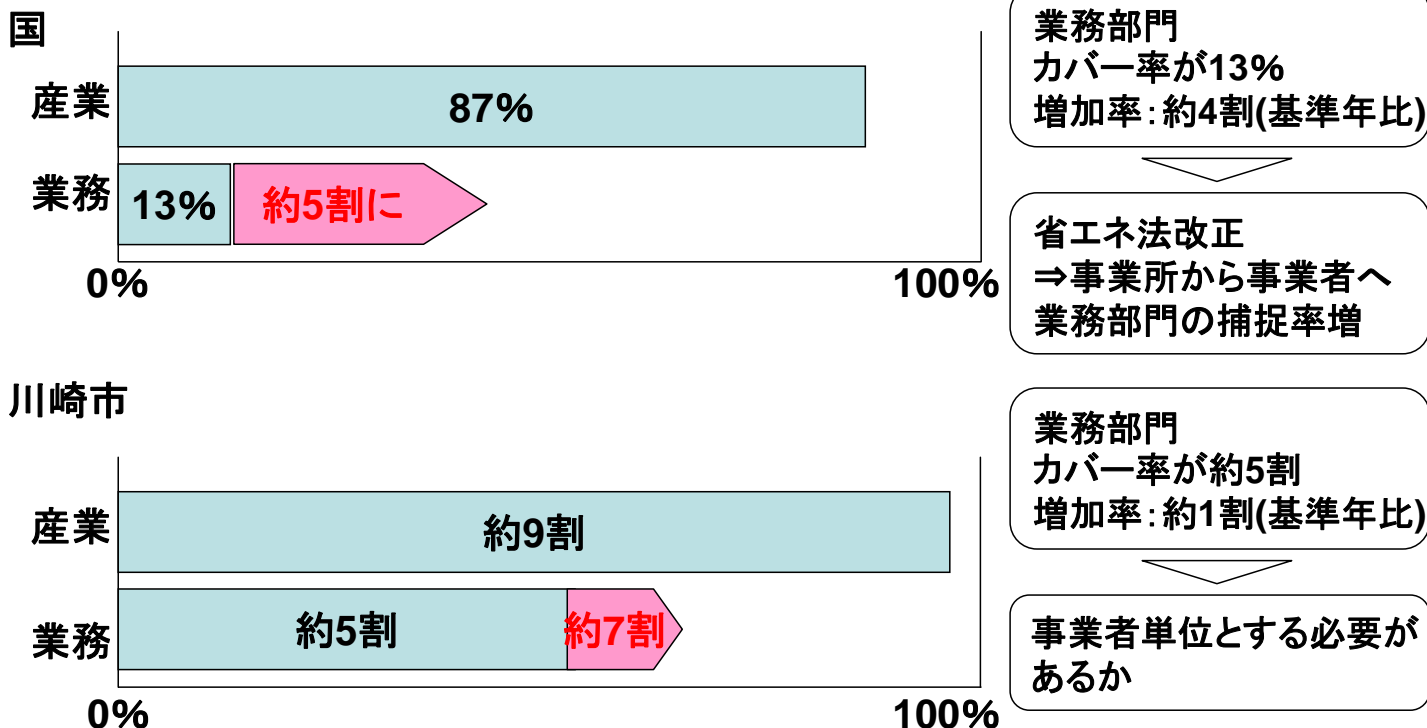
○1500kl以上の工場・事業場

□1500kl以下の工場・事業場

- 神奈川県条例は通常であれば川崎市域にも適用

- 神奈川県(広域自治体)との役割分担が必要

# VI 計画書・報告書制度検討の考え方



特定排出者のカバー率の算定には、地球温暖化対策推進法に基づく算定・公表・報告を活用  
 特定排出者は、原油換算のエネルギー使用量が1500kl/年以上の事業所  
 (市域内では、産業部門74事業所、66事業所)  
 温室効果ガスの排出量は、新しい推計手法を検討しており、変更の可能性あり

# VI 計画書・報告書制度検討の考え方

## 検討課題

- **対象**
  - ・神奈川県(広域自治体)との適切な役割分担を図る
  - ・大規模事業所が多く、事業所でのカバー率が高いこと、これに係る行政コストを勘案しつつ、施策の成果を踏まえながら、対象の拡大を検討する
- **実効性**
  - ・指導・報告を行うことで、**実効性を高める**
  - ・表彰等、取組を評価することにより、削減を誘導する
  - ・代替措置による削減も評価する

## 対応の方向性

- **対象**
  - 原油換算で1500kl/年以上の燃料を使用する事業所としてはどうか
- **指導**
  - 一定の削減メニューを提示し、その取組を指導することとしてはどうか
  - 具体的な取組をメニューへの取組により評価するとともに、表彰等を行ってはどうか
  - グリーン電力証書などを認めることとしてはどうか
- **公表**
  - 自主的な取組を促すために、事業者とともに、市側も公表することとしてはどうか